

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年11月7日 02時21分ごろ
発生場所	和歌山県串本町潮岬西岸 潮岬灯台から真方位330° 250m付近 (概位 北緯33° 26.4′ 東経135° 45.2′)
事故の概要	貨物船第三王海丸は、東南東進中、潮岬西岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年11月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第三王海丸、499トン 143315、慶和海運株式会社（船舶所有者）、有限会社三都商 事（船舶借入人、A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士A、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首部に破口を伴う凹損、船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 5、視界 不良 海象：波高 約3.0m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士Aほか2人が乗り組み、大豆粕約350tを積載し、岡山県倉敷市水島港から宮城県石巻港に向かっていた。</p> <p>航海士Aは、和歌山県白浜町市江崎北西方沖で単独の船橋当直につき、潮岬南方沖に向かって自動操舵により約9ノットの対地速力で南東進していたところ、雨風が強く波が高かったため、陸岸沿いを航行しようと針路を東南東進に設定した。</p> <p>航海士Aは、潮岬西方沖約3海里で針路を右に転じることとし、レーダーで周囲に他船を見掛けなかったため、船橋後部の椅子に腰を掛けた姿勢で当直中、いつしか居眠りし始めた。</p> <p>本船は、変針予定場所を通過して東南東進を続け、航海士Aは、ふと目が覚めて右舵を取ったが、間もなく衝撃を感じた。</p> <p>自室にいた船長は、衝撃を感じて昇橋し、航海士Aが舵輪を持った状態で立っていたため操船を交替し、船長と共に昇橋した別の航海士は、機関操縦レバーが前進位置にあることに気付き、中立位置とした。</p> <p>船長は、本船の周囲の状況が暗くて分からず、船首の船倉を照らす両舷の荷役灯を点灯したところ船首方に岩が見えたため、本船が潮岬西岸に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、118番通報を行うとともに、船舶所有者及びA社に本事</p>

	<p>故発生連絡を行った。</p> <p>本船は、乗り揚げから約50分後に船尾が波で振れた際、後進して自力離礁し、来援した巡視艇が伴走して串本町串本港に入航した。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.2m、船尾約4.3mであった。</p> <p>本船には、人の動きを3分30秒間検知しないと警報が作動するように設定された船橋航海当直警報装置が設置されていたが、本事故当時、警報は作動していなかった。</p> <p>船長は、航海士Aが船橋航海当直警報装置の検知領域内の椅子に腰を掛けていたが、航行中、波が高く船体動揺があったので、居眠り時に頭が揺れるなどの動きが検知され、同装置が作動しなかったのだろうと本事故後に思った。</p> <p>航海士Aは、船橋当直についてには疲れや眠気を感じておらず、椅子に腰を掛けて当直を続けていても居眠りすることはないと思っていた。</p> <p>運輸安全委員会が同種事故の再発防止を目的として発行している運輸安全委員会ダイジェスト^{*1}によれば、発生時間帯をみると午前2時台が最も多く、また、船橋航海当直警報装置の警報が作動しなかったもののうち、操船者の体の動きをセンサーが検知した可能性があったものが約半数と分析されている。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、自動操舵で東南東進中、航海士Aが、単独で船橋当直中に居眠りし、変針予定場所を通過して航行を続けたことから、潮岬西岸に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>航海士Aは、夜間、レーダーで周囲に他船を認めなかったこと、及び、居眠りすることはないと思いき椅子に腰を掛けた姿勢で当直を続けたことから、覚醒水準が低下して居眠りしたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、自動操舵で東南東進中、航海士Aが、単独で船橋当直中に居眠りし、変針予定場所を通過して航行を続けたため、潮岬西岸に乗り揚げたものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、椅子に腰を掛けた姿勢で当直を続けることを避け、時々体を動かしたり、コーヒーを飲んだりするなど、居眠り防止措置を採ること。 ・ 船橋航海当直警報装置を備える船舶の船長は、人の動きを検知する設定時間を可能な限り短く設定するなどの措置を採ること。

^{*1} 運輸安全委員会ダイジェスト第40号「貨物船・タンカーの居眠りによる船舶事故の防止に向けて」
https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No40_all.pdf